

○山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例

平成20年3月17日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び国の同和対策審議会答申の精神に基づき、もっとも深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし人権の擁護を図ることにより、人権尊重を基本とする差別のない明るい住みよい山都町づくりを実現することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政すべての分野で町民の人権意識の高揚に努める。

(町民の責務)

第3条 町民は、互いに基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力する。また、自らも人権侵害の撤廃に努める。

(町の施策の推進)

第4条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の充実等に関する施策について、町民及び各種団体と協力のうえ、推進に努める。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、各種団体との連携を強化し、充実した啓発活動を行い、人権を大切にする社会づくりに努める。

(推進体制の充実)

第6条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすことに関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種団体と連携を図り、推進体制の充実に努める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

